

説明資料①

(外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制)

平成 23 年 7 月 27 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

【前回WG（6/29）の主なご意見】

- 外国へ出て行くのに、ハードルが高いのでは困るとというのが基本だが、外国の保険会社が非常にリスクな子会社を持っていて、それが業績が悪くなって日本の保険会社に跳ね返ってくるのは非常に困ることだと思う。
- 規制の手法としては、適時に処分することを求めるのか、一切規制を撤廃してしまうのか等様々考えられるが、そうした規制の手法とあわせて、国内との規制のバランスがとれている必要があるのではないかと。
- 日本の保険会社の株主として、外国人株主が増えてきており、そうした海外の投資家は、M&Aの機動力が劣っている等の場合には、比較的簡単に投資を引き上げて海外の保険会社に資金を振り向けてしまうという動きにさらされやすくなっていると感じている。
- どこまで認めるかについては、保険業法の外業禁止の趣旨も踏まえて、例えば国内の業務範囲規制をあまり逸脱しないような形で留意して枠組みを決めていくことが必要ではないかと。
- 事業で分けるという考え方については、比較的小規模で持っている小さな事業もあるので、そういうのが適当かどうか。何がM&Aをするときの競争力に繋がって、一方では健全性に繋がるのかということも含めて議論する必要があるのではないかと。
- 海外では、規制の仕方として、何年以内に取り除けといったことも行われており、そういう監督の手法もあるのではないかと。

【検討にあたっての留意事項】

○ 子会社業務範囲規制の趣旨との整合性

- － 現行の子会社業務範囲規制は、他業禁止の趣旨（本業に専念することによる効率性の発揮、他業リスクの回避等）を踏まえたもの。
- － 上記趣旨を踏まえ、子会社が国内の会社か国外の会社かを問わず、子会社業務範囲規制が適用される。

○ 外国保険会社の子会社について、規制を緩和する必要性

- － 収益機会の拡大
- － 国際競争力の強化

【検討にあたり参考となりうる規制の例】

○ 一定期間以内に子会社でなくなるような措置を義務付けているもの

保険業法第106条第3項

第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

○ 一定期間以内に基準議決権を超える部分の議決権の処分を求めているもの

保険業法第107条第5項

内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可※ををするときは、当該各号に定める日に保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。

※ 以下の認可を指す。

- ・子会社の取得、事業の譲受け、会社分割、合併

○ 国内の会社についてのみ規制を課しているもの

保険業法第107条第1項

保険会社又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

參考資料

【保険会社の子会社の業務範囲】

保険会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならない。（保険業法第 106 条）

1. 保険会社、少額短期保険業者
2. 銀行、長期信用銀行
3. 資金移動専門会社
4. 証券専門会社、証券仲介専門会社
5. 信託専門会社
6. 保険業を行う外国の会社
7. 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社
8. 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社
9. 新規事業分野開拓会社（ベンチャー・ビジネス企業）等
10. 1～9のみを子会社とする持株会社

（参考）保険業法第 2 条

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

【保険会社・保険会社グループの業務範囲に関するこれまでの議論】

○ 「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日 保険審議会答申)

第2章 保険事業の在り方について

(4) 生損保兼営

ロ. 兼営の方式

(イ) 生損保兼営の方式としては、(i) 明確なリスク遮断が可能であること、(ii) それぞれの事業、商品の特性に応じた募集体制、監督面での差異に段階的に対応しつつ、相互乗入れを行うことができること、(iii) 諸外国でも子会社・持株会社を通じた兼営が一般的であること等から、子会社方式を主体とすることが適当である。

○ 「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として」(平成9年6月13日 保険審議会報告)

第2章 各論

II. 業態間の参入促進

2. 参入の方法

- (1) 保険会社と金融他業態との間の参入の方式については、①本体での参入には、リスク管理、利益相反行為による弊害の防止、事業の健全性維持、競争条件の公平性等の面で問題が多いこと、②金融制度改革における銀行等・信託銀行と証券会社との相互参入は業態別子会社方式で行われていることから、基本的にはリスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等の面で優れている業態別子会社方式によることが適当である。
- (2) 参入に当たっては、認可により適格性を判断したうえで認めるとともに、影響力を行使した販売等、参入に伴って発生する弊害の防止に十分留意する必要がある、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、例えば、役員の兼任禁止、アームズ・レングス・ルール、抱き合わせ販売の禁止といった実効性ある弊害防止措置を講ずる必要がある。また、弊害防止措置については、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ見直しを行うことにより、常に実効性を確保していく必要がある。(以下略)

○ 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日 金融審議会第一部会報告）

4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

(1) 新しい時代における銀行等の業務の考え方

① 銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、平成10年のいわゆる金融システム改革法において、銀行等による投資信託販売の導入や子会社の範囲そのものの拡大が行われるなど、経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当である。（以下略）

(2) 金融取引のIT化の促進と個人情報保護
（略）

なお、業務範囲や顧客保護の観点から検討すべき論点における検討結果は、保険会社についても、ほぼ同様に妥当するものと考えられる。

○ 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定すべきものと考えられる。

【保険会社の本体及び子会社の業務範囲規制についての国際比較】

	日本	米国(ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
本体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固有業務（保険の引受け、資産運用） ・ 付随業務（金融業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証、有価証券の引受け又は募集等） ・ 法定他業（一定の有価証券関連業、社債等の募集・管理の受託業務等、保険金信託業務等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業 ・ 保険業に固有もしくは付随する業務（投資顧問業務、投資管理業務、投資相談業務、保険事業の運営に係る機能に関連する役務） ・ 上記以外で保険監督官が個別に認可した業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業 ・ 保険事業から直接的に派生する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業 ・ 保険事業と直接関連する事業（デリバティブ取引、保険代理店事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業 ・ 銀行又は金融に係る関連行為（ただし、当該事業の保険会社の事業活動全体への影響が限定的である場合に限られる。）
子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社、少額短期保険業者 ・ 銀行、長期信用銀行 ・ 資金移動専門会社 ・ 証券専門会社、証券仲介専門会社 ・ 信託専門会社 ・ 保険業を行う外国の会社 ・ 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社 ・ 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲制限はなし。 ・ 子会社の保有継続が、親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合には、子会社の処分を命令することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲制限はなし。 ・ 金融サービス機構は、保険会社に対し、条件又は制限を課すことができる。当該条件又は制限には、「事業活動の制限」等が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲制限はなし。 ・ 保険会社が他企業への参加権を保有することによって、保険契約の履行可能性にリスクが生じる場合には、連邦金融監督庁は当該保有を中断させることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲制限はなし。 ・ 子会社の業務が、保険会社の支払能力に悪影響を及ぼすことが懸念された場合には、健全性監督機構は保険会社に対して、支払余力の適正化のために必要な手段（業務の制限を含む。）をとることが可能。